愛媛県土地家屋調査士会特定個人情報取扱規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、愛媛県土地家屋調査士会(以下「本会」という。)が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。)、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」及び「法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、本会の取り扱う特定個人情報等の適正な取扱いを確保するために定めるものである。

(定義)

- **第2条** 本規程で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。なお、本規程における用語は、 他に特段の定めのない限り番号法その他の関係法令の定めに従う。
 - (1) 「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報であって、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
 - (2) 「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう(番号法第2条第6項及び第7項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項における個人番号)。
 - (3) 「特定個人情報」とは、個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。)をその内容に含む個人情報をいう。
 - (4) 「個人情報ファイル」とは、特定個人情報ファイルであって、行政機関及び独立行 政法人等以外の者が保有するものをいう。
 - (5) 「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
 - (6) 「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者(項番(11))が、開示、内容の訂正、 追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限 を有する特定個人情報であって、その存否が明らかになることにより公益その他の利 益が害されるものとして個人情報保護法施行令で定めるもの又は6か月以内に消去す

ることとなるもの以外のものをいう。

- (7) 「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
- (8) 「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に 関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- (9) 「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- (10) 「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- (11) 「個人情報取扱事業者」とは、特定個人情報ファイルを事業の用に供している者(国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。)であって、特定個人情報ファイルを構成する個人情報によって識別される特定の個人の数(個人情報保護法施行令で定める者を除く。)の合計が過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者以外の者をいう。
- (12) 「役員」とは、本会との間に雇用関係のない会長、副会長、理事及び監事をいう。
- (13) 「職員」とは、本会との間に雇用関係のある従業員(職員、継続雇用職員及び臨時職員)のみならず、雇用関係にない従業員(派遣社員等)を含む者をいう。
- (14) 「事務取扱担当者」とは、本会内において、個人番号を取り扱う事務に従事する者をいう。
- (15) 「管理区域」とは、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域 をいう。
- (16) 「取扱区域」とは、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域をいう。

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第3条 本会が個人番号を取り扱う事務の範囲は以下のとおりとする。

役員に係る個人番号関係事務	給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
	個人住民税関連事務
	報酬・料金等の支払調書作成事務
	労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
職員(扶養家族を含む、雇用関係 にない従業員を除く。)に係る個人 番号関係事務	給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
	個人住民税関連事務
	報酬・料金等の支払調書作成事務
	雇用保険届出事務

	労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
	健康保険・厚生年金保険届出事務
職員 (雇用関係にない者を除く。)	国民年金の第三号被保険者の届出事務
の配偶者に係る個人番号関係事務	
役員又は職員以外の個人に係る個 人番号関係事務	給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
	報酬・料金等の支払調書作成事務
	不動産の使用料等の支払調書作成事務
	不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

(特定個人情報等の範囲)

- 第4条 前条の事務において使用する個人番号及び個人番号と関連付けて管理される特定 個人情報は、次のとおりとする。
 - (1) 役員、職員又はそれ以外の個人から、番号法第 16 条に基づく本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類 (個人番号カード、通知カード (記載情報と住民票に相違のないもの)、住民票の写し、住民票記載事項証明書、身元確認書類等) 及びこれらの写し
 - (2) 本会が税務署等の行政機関等に提出するために作成した法定調書及びこれらの控え
 - (3) 本会が法定調書を作成する上で、役員、職員又はそれ以外の個人から受領する個人番号が記載された申告書等
 - (4) その他個人番号と関連づけて保存される情報
- 2 前項各号への該当するか否かが定かでない場合は、事務取扱責任者が判断する。

第2章 安全管理措置

第1節 組織的安全管理措置 · 人的安全管理措置

(組織体制)

- 第5条 会長が指名する者を事務取扱担当者とする。
- 2 事務取扱担当者のうち一人を責任者として指名する。
- 3 事務取扱担当者は、特定個人情報の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものと する。
- 4 担当が変更となった場合には、確実な引継ぎを行い、会長はその結果を確認するものとする。

(事務取扱担当者の監督)

第6条 本会は、特定個人情報等が本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担

当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

(教育・研修)

第7条 事務取扱責任者は、本規程を遵守させるための教育を事務取扱担当者に受けさせ なければならない。

(取扱状況・運用状況の記録)

- 第8条 事務取扱担当者は、次に掲げる特定個人情報等の取扱状況を別に定める様式のリストに保存するものとする。
 - (1) 特定個人情報等の入手日
 - (2) 源泉徴収票・支払調書等の法定調書、社会保障等に関する書類の作成日
 - (3) 源泉徴収票等の本人への交付日
 - (4) 源泉徴収票・支払調書等の法定調書、社会保障等に関する書類の行政機関等への提出日
 - (5) 特定個人情報等の廃棄日

(情報漏えい事案等への対応)

第9条 事務取扱担当者は、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損による事故が発生した ことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、会長に直ちに報告する。

(取扱状況の確認)

第10条 会長は、特定個人情報等の取扱状況について、1年に1回以上の頻度で確認を行 うものとする。

第2節 物理的安全管理措置

(特定個人情報等を取り扱う区域の管理)

- 第11条 管理区域及び取扱区域を明確にし、それぞれの区域に対し、次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 管理区域 管理区域におけるネットワークへの接続制限を行うものとする。
 - (2) 取扱区域

可能な限り、壁又は間仕切り等のある場所や事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置や、後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置等をするなど、座席配置を工夫するものとする。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

- 第12条 本会は、管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体 及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 特定個人情報等を取り扱う機器は、施錠できるキャビネット等に保管するか、盗難防止用のセキュリティワイヤー等により固定する。
 - (2) 特定個人情報等を含む書類及び磁気媒体等は、施錠できるキャビネット等に保管する。
 - (3) 特定個人情報等を含む書類であって、法定保存期間を有するものは、期間経過後速やかに廃棄することを念頭に保管する。

(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止等)

- 第13条 本会は、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持出し(特定個人情報等を、管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、事業所内での移動等も含まれる。)は、次に掲げる場合を除き禁止する。なお、「持出し」とは、特定個人情報等を、管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、事業所内での移動等も持出しに該当するものとする。
 - (1) 個人番号関係事務に係る外部委託先に、委託事務を実施する上で必要と認められる 範囲内でデータを提供する場合
 - (2) 行政機関等への法定調書の提出等、本会が実施する個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施者に対しデータ又は書類を提出する場合
- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、 パスワードの設定、封筒に封入し鞄に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安 全な方策を講ずるものとする。

(個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄)

第14条 会長は、事務取扱担当者又は外部委託先が、特定個人情報等を復元できない手段 で削除・廃棄したことを確認するものとする。

第3節 技術的安全管理措置

(アクセス制御・アクセス者の識別と認証)

- 第15条 本会における特定個人情報等へのアクセス制御及びアクセス者の識別と認証は次のとおりとする。
 - (1) 特定個人情報等を取り扱う機器を特定し、その機器を取り扱う事務取扱担当者を限 定する。
 - (2) 機器に標準装備されているユーザー制御機能(ユーザーアカウント制御)により、情報システムを取り扱う事務取扱担当者を限定する。

(外部からの不正アクセス等の防止)

- 第16条 本会は、次の方法により、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するものとする。
 - (1) 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、 不正アクセスを遮断する方法
 - (2) 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等 (ウイルス対策ソフトウェア等) を導入する方法
 - (3) 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する方法
 - (4) 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする方法
 - (5) ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する方法
 - (6) 通常の使用時には該当機器を常時オフライン状態とする方法

(情報漏えい等の防止)

- 第17条 本会は、特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、次に掲げる防止策により、通信経路における情報漏えい等及び情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等を防止するものとする。
 - (1) 通信経路における情報漏えい等の防止策 添付ファイルは、パスワード付圧縮ファイルによる保護
 - (2) 情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等の防止策 データの暗号化又はパスワードによる保護

第3章 特定個人情報等の取得

(特定個人情報の適正な取得)

第18条 本会は、特定個人情報等の取得を適法かつ公正な手段によって行うものとする。

(特定個人情報の利用目的)

第19条 本会が役員、職員又は第三者から取得する特定個人情報の利用目的は、第3条に 掲げた個人番号を取り扱う事務の範囲内とする。

(特定個人情報の取得時の利用目的の通知等)

第20条 本会は、特定個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を情報主体に通知し、又は公表しなければならな

い。この場合において、「通知」の方法については、原則として書面(電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。以下同じ。)によることとし、「公表」の方法については、本会窓口等への書面の掲示・備付け、インターネット上のホームページ等での公表等適切な方法によるものとする。

2 本会は、利用目的の変更を要する場合、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知、公表又は明示を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で特定個人情報を利用することができる。

(個人番号の提供の要求)

第21条 本会は、第3条に掲げる事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。

(個人番号の提供を求める時期)

- 第22条 本会は、第3条に定める事務を処理するために必要があるときに個人番号の提供を求めることとする。
- 2 前項にかかわらず、個人番号関係事務の発生が予想される場合には、当該事務の発生 が予想できた時点で個人番号の提供を求めることが可能であるものとする。たとえば、 職員等の給与の源泉徴収事務、健康保険・厚生年金保険届出事務等及びこれらに伴う給 与所得の源泉徴収票、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等の作成事務の場合 は、雇用契約の締結時点で個人番号の提供を求めることも可能である。

(特定個人情報の収集制限)

第23条 本会は、第3条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を収集しないものと する。

(本人確認)

第24条 本会は、番号法第16条に定める各方法により、役員、職員又はそれ以外の個人番号の確認及び当該人の身元確認を行うものとする。また、代理人については、同条に定める各方法により、当該代理人の身元確認、代理権の確認及び本人の個人番号の確認を行うものとする。

第4章 特定個人情報の利用

(個人番号の利用制限)

第25条 本会は、第19条に掲げる利用目的の範囲内でのみ個人番号を利用するものとす

る。

2 本会は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合及び、災害対策分野 の提供時を除き、本人の同意があったとしても、利用目的を超えて個人番号を利用して はならないものとする。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

- 第26条 本会が特定個人情報ファイルを作成する場合は、第3条に定める事務を実施する ために必要な範囲に限り、これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成しないものと する。
- 2 本会が作成する特定個人情報ファイルは、第3条に定める事務を実施するために必要 な範囲に限ることとする。

第5章 特定個人情報の保管

(特定個人情報の正確性の確保)

第27条 事務取扱担当者は、特定個人情報を、第19条に掲げる利用目的の範囲において、 正確かつ最新の状態で管理するよう努めるものとする。

(特定個人情報の保管制限)

- 第28条 本会は、第3条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を保管してはならない。
- 2 本会は、所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまで の間は、支払調書の再作成等の個人番号関係事務を行うために必要があると認められる ため、当該書類だけでなく、支払調書を作成するシステム内においても保管することが できる。
- 3 本会は、番号法上の本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類(個人番号カード、通知カード(記載情報と住民票に相違のないもの)、身元確認書類等)の写しや本会が行政機関等に提出する法定調書の控えや当該法定調書を作成する上で、事業者が受領する個人番号が記載された申告書等を特定個人情報として保管するものとする。これらの書類については、法定調書の再作成を行うなど個人番号関係事務の一環として利用する必要があると認められるため、関連する所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間保存することができる。

第6章 特定個人情報の提供

(特定個人情報の提供制限)

第29条 本会は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者(法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味し、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は該当しないものとする。)に提供しないものとする。なお、本人の同意があっても特定個人情報の第三者提供ができないことに留意するものとする。

第7章 特定個人情報の開示、訂正等、利用停止等

(特定個人情報の開示)

第30条 本会は、本人から当該本人が識別される特定個人情報に係る保有個人データについて開示を求められた場合は、当該情報の情報主体であることを厳格に確認した上で、当該本人が開示を求めてきた範囲内でこれに応ずるものとする。

(保有個人データの訂正等)

- 第31条 本会は、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないことを理由に 当該本人から訂正、追加又は削除を求められた場合は、必要な調査を行い、その結果に基 づき、これに応ずることとする。
- 2 訂正等を行った場合、更新理由、訂正等の申請者、訂正等の日付、管理責任者、事務 取扱担当者及び訂正等の内容を記録し、当該特定個人情報の保存期間を経過するまでの間 保存する。

(保有個人データの利用停止等)

第32条 本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、個人情報保護法第16条の規定に違反して取得されているという理由、同法第17条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由又は番号法第19条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止、消去又は第三者への提供の停止(以下、本条において「利用停止等」という。)を求められた場合であって、利用停止等に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該特定個人情報の利用停止等を行わなければならない。

第8章 特定個人情報の廃棄・削除

(特定個人情報の廃棄・削除)

第33条 本会は第3条に規定する事務を処理する必要がある範囲内に限り、特定個人情報等を収集又は保管し続けるものとする。なお、所管法令によって一定期間保存が義務付けられている書類等に記載された個人番号については、その期間保管するものとし、それら

の事務処理が不要となり、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、 個人番号を速やかに廃棄又は削除するものとする。

第9章 特定個人情報の委託の取扱い

(特定個人情報の委託)

第34条 本会は、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の委託をする場合には、本会が自ら果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。

第10章 その他

(改廃)

第35条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

本規程は平成28年9月9日から施行する。

附則

本規程は令和3年3月12日から施行する。